

# 八頭高等学校 いじめ防止対策基本方針

平成29年4月

## 1 学校いじめ防止対策基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを絶対に許さないという共通認識のもとに、いじめ防止のための対策を行う。また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、対策を行う。

## 2 いじめの定義と態様

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、影口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

## 3 いじめ防止のための基本事項

### (1) いじめの未然防止（いじめに向かわせないための取り組み）

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが、最も合理的で最も有効ないじめ防止対策である。

- ① 生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。（具体的には、わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する）
- ② 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動で、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることを許さない。
- ③ 特別活動、人権教育を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくりを図る。講演等の実施により、生徒が自ら気づく・学ぶ機会を提供していく。生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことを目指す。また、いじめに直面したときに適切な行動ができる生徒の育成を目指す。（生徒の人間関係のトラブルが起きやすい時期をふまえるなどして、年間計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導する。）

- ④ 情報教育を充実させ、モラルを高める。
- ⑤ 教育相談便り等を定期的に発行し、人と関わることの喜びや大切さに気づかせる。
- ⑥ 地域・保護者に「学校いじめ防止対策基本方針」を周知するとともに、啓発活動を推進し一層の連携を図る。

(2) いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

いじめを早期に発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにするとともに、健康観察・アンケート等から生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応する。

- ① 生徒の発するサインに目を向ける。

\*生徒のサインは次のようなものがある。

遅刻欠席が多い。体調不良を訴える。表情が沈んでいる。口をききたがらない。無視される。急によく保健室・トイレに行く。衣服が汚れている。体に傷やあざがある。自転車がパンクする。ぼつんと一人である。発言で爆笑が起きる。プロレスの技を仕掛けられる。あだ名で呼ばれる。必要以上のお金を持っている。

- ② 生徒から気軽に相談されるために、普段から生徒の生活を把握するための健康アンケートや定期的な個人面談を行う。
- ③ 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ④ 教育相談を充実し、いじめの早期発見につなげる。個人面談においても定期的な面談以外にも、生徒自らが相談できる学校の雰囲気をつくる。
- ⑤ 定期的にいじめアンケートを実施し、生徒の実態を把握する。
- ⑥ いじめ防止対策委員会を定例化し、アンケート結果を検証する。
- ⑦ 保護者・地域からの情報を大切に連携を一層深めるとともに、家庭におけるいじめのサイン、友人からの訴えによって早期発見ができるようにしておく。

(3) いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめ防止対策委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消までいじめ対策委員会が責任を持つ。

- ① 被害者生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して学校に通うことが出来るように支援する。
- ② 加害者生徒には、いじめは許されないことを毅然とした態度で伝え、他人の心の痛みや苦しみが理解できるように指導する。また、教育上必要と認める場合は適切に懲戒を加える。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。
- ④ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑤ 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。

#### 4 重大事態への対処

通常考えられるいじめ対応はいじめ防止対策委員会が行い、いじめが「重大な事態」とされた場合には、教育委員会の判断に従って必要な対応を行う。

(1) 「重大事態」とは、次に掲げる①②の場合をいう。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた可能性があるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 「重大事態」が発生した場合、複数教員による複数生徒の聞き取り、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。その上で、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を誠意をもって提供するとともに、教育委員会に速やかに報告を行う。

#### 5 いじめ防止の指導体制と組織的対応

(1) いじめ防止対策委員会を常設し、いじめの未然防止、早期発見にあたる。いじめを認知した場合は以下の構成員によりその解決にあたる。

\* 校長、副校長、教頭、教育運営部長、生徒支援部長、指導係主任、教育相談係主任、人権教育係主任、学年長、当該クラス担任、その他校長が必要と認めた者とする。

(2) 委員会の役割を勘案し以下の事項に取り組む。

- ① 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥ 発見されたいじめ事案への対応
- ⑦ 重大事態への対応

\* 重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフローチャートに従い、教育委員会の判断に応じて動く。

(3) いじめを認知した場合は以下の事項に取り組む。

- ① 事実関係の正確な調査と把握をし、教育委員会へ報告する。
- ② 被害者・加害者・傍観者、または全体に対して具体的な指導方針を決定する。
- ③ 保護者との連携をとり、誠意をもって解決にあたる。
- ④ 必要な関係機関等との連携をとり、解決にあたる。
- ⑤ 最終的に解決するまでの継続指導・経過観察を行う。

#### 6 その他留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、年度の終わりには取組評価アンケート等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組を検証する。